

証券コード 1401
2026年8月12日

株 主 各 位

山口県宇部市西岐波1173番地162
株式会社エムビーエス
代表取締役社長 山 本 貴 士

第29期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第29期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第29期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.homemakeup.co.jp/news-topics/ir-news.html>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR 情報」を順に選択の上、ご覧ください。

書面による議決権の事前行使にあたっては、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、2026年8月26日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|--------|---|
| 1. 日 時 | 2026年8月27日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 山口県宇部市島1-7-1
国際ホテル宇部 チャペル棟3階 「パール」
（末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。） |

3. 会議の目的事項

報告事項 第29期（2025年6月1日から2026年5月31日まで）
事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

事業報告

第29期（2025年6月1日から2026年5月31日まで）

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や設備投資の増加、インバウンド需要の回復等を背景に、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、原材料・エネルギー価格の高止まりや人件費の上昇に伴う物価上昇が継続したほか、為替相場の変動、各国の金融政策や通商政策の動向、中東情勢やウクライナ情勢等の地政学的リスク等、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社が属する建設業界におきましては、政府及び民間による建設投資は底堅く推移したものの、慢性的な技術者・技能労働者不足や時間外労働の上限規制への対応に加え、資材価格や労務費、物流費等の建設コストの高止まりが続いており、事業環境は依然として厳しい状況となっております。

このような状況の中、当社は、既存店におけるパートナー（工務店等）との関係強化を図るとともに、営業活動の強化による受注拡大に取り組んでまいりました。また、原価低減及び販売費・一般管理費の削減を推進するとともに、工事採算性を重視した受注方針を徹底し、施工管理体制の強化及び品質・技術力の向上、安全管理の徹底に努めてまいりました。さらに、人材の採用・育成や業務効率化を推進し、生産性及び収益力の向上に取り組んでまいりました。

これらにより、当事業年度における売上高は、パートナーとの関係強化継続による受注の拡大及び工事が順調に進捗したことにより、5,029,712千円（前年同期比6.7%増）となりました。営業利益は、売上高増加に伴う売上総利益の増加により、721,863千円（前年同期比15.3%増）となりました。経常利益は、保険解約益127,030千円、外国社債に関する有価証券償還益54,264千円、外国社債に関する有価証券利息21,512千円、減価償却費5,224千円の計上等により945,598千円（前年同期比40.6%増）となりました。当期純利益は、固定資産売却益2,149千円、投資有価証券評価損146,250千円、法人税等290,783千円の計上等により、566,901千円（前年同期比20.0%増）となりました。

セグメント別の業績は、以下のとおりであります。

(ホームメイキャップ事業)

ホームメイキャップ事業におきましては、工事が順調に進捗したことにより、売上高は4,803,527千円（前年同期比4.8%増）、セグメント利益は983,189千円（同8.0%増）となりました。

(建築工事業)

建築工事業におきましては、新築及び改修工事等が増加したことにより、売上高は188,081千円（前年同期比46.1%増）、セグメント利益は2,609千円（同492.7%増）となりました。

(その他)

不動産売買取引を行う不動産事業とFC加盟店に対するコーティング材等の販売に関する事業等で構成されるその他の事業におきましては、不動産販売の増加により、売上高は38,103千円（前年同期比1,290.7%増）、セグメント利益は1,933千円（前年はセグメント損失1,350千円）となりました。

(セグメント別売上高)

部 門	売 上 高 (千円)	構成比 (%)
ホ ー ム メ イ キ ャ ッ プ 事 業	4,803,527	95.5
建 築 工 事 業	188,081	3.7
そ の 他	38,103	0.8
合 計	5,029,712	100.0

(2) 対処すべき課題

① 販売チャネルの構築

当社は継続的な事業の拡大を図っておりますが、計画した収益を確保するために、さらなる強固な営業基盤を構築することが必要不可欠であると認識しております。

この課題に対処する施策としては、ハウスメーカー等のナショナルチェーンからの受注拡大や既存パートナーとの関係強化による販売チャネルの確保・活用、新規パートナーの開拓に取り組むとともに、インフラの老朽化・長寿命化の対策を公共団体等に提案し、採用の拡大・関係強化を図ります。また、全国への広域展開のため、支店出店計画も緻密な市場調査・戦略立案を行ってまいります。

② 施工体制の強化

全国28拠点・全国の多数のパートナーとの受注体制は大きな強みですが、全国一律の技術水準・品質を維持することも課題であると考えております。

この課題に対処する施策としては、施工担当者への教育や、安全・技術研修の体系化を進め、外注先等との連携による全国均質な施工体制の構築を図ってまいります。

③ 原価管理の徹底と収益力の強化

建設業界におきましては、技術者不足が解消されていないことに加え、資材価格や労務費といった建設コストの高騰が工事収益を圧迫する等の厳しい状況が続いており、塗料・資材価格の上昇に対応するため、的確な見積積算及び現場ごとの原価管理を徹底し、適正利益の確保に努めてまいります。

現場管理、施工記録、受発注業務等におけるITツールの導入・活用を進め、業務効率の向上と属人化の解消を図ることで、生産性向上及び働き方改革の実現を目指しDX化の対応の推進も行っております。

また、維持修繕・改修工事への対応力強化により、収益基盤の安定化を目指します。

④ 人材育成と専門技能の継承

広域的な営業展開を図るためには、各拠点で責任を持って管理・提案営業が行える将来の幹部社員・中堅社員候補の優秀な人材を計画的に採用・育成することが重要な課題と考えております。

この課題に対処する施策としては、大学・高校等への求人活動やインターンシップ制度の活用、働きやすい労働環境の整備により若手人材の確保を図るとともに、社内研修制度を通じた技能の継承・多能工化を推進してまいります。

また、OJT・資格取得支援・技能実習制度を通じて、若手技術者の育成と将来

の技術継承体制を確立します。

⑤ ガバナンスとコンプライアンス体制の強化

企業の持続的成長の基盤として、リスク管理やコンプライアンスを徹底し、内部統制及びリスクマネジメント体制の強化を継続し、コンプライアンス意識の浸透と不正・事故の未然防止に努めてまいります。

株主の皆様におかれましても、今後ともご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 財産及び損益の状況

区 分	第 26 期 2023年 5 月期	第 27 期 2024年 5 月期	第 28 期 2025年 5 月期	第 29 期 (当事業年度) 2026年 5 月期
売 上 高 (千円)	4,004,117	4,356,628	4,713,002	5,029,712
経 常 利 益 (千円)	468,392	527,537	672,365	945,598
当 期 純 利 益 (千円)	322,674	403,885	472,287	566,901
1 株当たり当期純利益	42円62銭	54円05銭	64円96銭	81円07銭
総 資 産 (千円)	4,131,940	4,408,320	4,878,389	5,112,319
純 資 産 (千円)	3,224,860	3,472,954	3,696,628	3,880,920

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

(4) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(5) 設備投資の状況

当事業年度において実施した設備投資の総額は30,407千円であり、その主な内容は社用車、ソフトウェア、器具及び備品等の購入であります。

(6) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(7) 事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(8) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(9) 他の会社の株式その他持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2025年10月17日にドーナツロボティクス株式会社と資本業務提携契約を締結しており、これに伴い、同社株式45,024株(2025年12月31日現在の発行済株式総数の1.93%)、99,998千円を取得しております。

(10) 主要な事業内容（2026年5月31日現在）

当社は、独自のホームメイキャップ工法による内外装のリフォームを行うホームメイキャップ事業、新築及び改修工事を行う建築工事業、その他を営んでおります。

(11) 主要な事業所（2026年5月31日現在）

本 社 山口県宇部市

支 店 福岡（福岡県福岡市）、東京（東京都台東区）、
大阪（大阪府茨木市）、広島（広島県広島市）、
横浜（神奈川県横浜市）、千葉（千葉県船橋市）、
周南（山口県周南市）、西東京（東京都町田市）、
下関（山口県下関市）、福山（広島県福山市）、
埼玉（埼玉県さいたま市）、久留米（福岡県久留米市）、
名古屋（愛知県名古屋市）、岡山（岡山県岡山市）、
浜松（静岡県浜松市）、神戸（兵庫県神戸市）、
熊本（熊本県熊本市）、仙台（宮城県仙台市）、
松山（愛媛県松山市）、北九州（福岡県北九州市）、
宇都宮（栃木県宇都宮市）、滋賀（滋賀県大津市）、
高松（香川県高松市）、徳島（徳島県徳島市）、
大分（大分県大分市）、岐阜（岐阜県岐阜市）、
金沢（石川県金沢市）

研 究 所 山口県宇部市

(12) 従業員の状況（2026年5月31日現在）

従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
103名	9名（増）	34.5歳	8年8ヶ月

（注）従業員数は就業人員であり、使用人兼務役員及び臨時雇用者（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員）は含んでおりません。

(13) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(14) 主要な借入先（2026年5月31日現在）

金融機関からの借入金はありません。

(15) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 24,780,000株
- ② 発行済株式の総数 7,732,000株（うち自己株式 800,098株）
- ③ 株主数 2,662名
- ④ 大株主（上位10位）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
山 本 貴 士	2,098,600 株	30.27 %
極東ホールディングス株式会社	1,100,000	15.87
鳴 本 聡 一 郎	360,000	5.19
エムビーエス従業員持株会	299,900	4.33
松 岡 弘 晃	139,300	2.01
山 本 朋 子	130,000	1.88
原 真 也	120,000	1.73
井 野 口 房 雄	117,000	1.69
BBH (LUX) FOR MUFG GLOBAL FUND SICAV - MUFG JAPAN EQUITY SMALL CAP FUND	108,200	1.56
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	79,300	1.14

（注）1. 当社は、自己株式を800,098株所有しておりますが、上記大株主から除いております。

2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

- ⑤ その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等に関する事項

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役に関する事項

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
山 本 貴 士	代表取締役社長	株式会社にぎわい字部 社外取締役
松 岡 弘 晃	取締役ホームメイキャップ事業本部長	
高 木 弘 敬	取締役ホームメイキャップ事業本部スケルトン担当	
栗 山 征 樹	取締役経営企画室長兼管理部長	
影 山 祥 玄	取締役（常勤監査等委員）	
伊 藤 尚 毅	取締役（監査等委員）	株式会社トランスメディアGP 代表取締役 株式会社デザインワード 代表取締役 株式会社シー・エール 取締役 オークスモビリティ株式会社 社外監査役
前 田 隆	取締役（監査等委員）	株式会社トライアンド 代表取締役 株式会社フロンティア 社外取締役 株式会社アクアネット広島 社外取締役 株式会社LibWork 社外取締役

- (注) 1. 取締役（監査等委員）伊藤尚毅氏及び前田隆氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）伊藤尚毅氏、前田隆氏は、企業経営等の豊富な経験及び見識があり、経営全般に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連帯を可能にするため、影山祥玄氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 取締役（監査等委員）伊藤尚毅氏及び前田隆氏は、株式会社東京証券取引所及び証券会員制法人福岡証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

(2) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の決定方針を取締役会で決定しており、取締役の報酬等の額及びその算定方法の決定に関しては、役員の役割及び職責等に相応しい水準とすることを基本方針としております。代表取締役社長が原案について決定方針との整合を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものと判断しております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役(監査等委員を除く。)並びに監査等委員である取締役の報酬限度額は、2016年8月30日開催の第19期定時株主総会において、取締役(監査等委員を除く。)の報酬限度額は年額100百万円以内、監査等委員である取締役の報酬限度額は年額40百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名(うち監査等委員である取締役は3名)であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

報酬等の額については、株主総会で決定された報酬総額の範囲内で、取締役会にて担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案し協議した後、最終的に代表取締役社長山本貴士が決定しております。代表取締役社長に委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

④ 取締役の報酬等の額

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬	非金銭 報酬等	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	37,148 (—)	37,148 (—)	— (—)	— (—)	4 (—)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	8,880 (120)	8,880 (120)	— (—)	— (—)	2 (1)

(注)当事業年度末現在の取締役(監査等委員を除く)は4名、取締役(監査等委員)は3名(うち社外取締役は2名)であります。上記の支給人員が相違しておりますのは、無報酬の取締役(監査等委員)1名(うち社外取締役1名)が存在しているためであります。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者、社外役員等の兼職の状況及び当該兼職先と当社の関係

- ・ 社外取締役（監査等委員）伊藤尚毅氏は、株式会社トランスメディアGP、株式会社デザインワード2社の代表取締役、株式会社シー・エール1社の取締役、オークスモビリティ株式会社1社の社外監査役を兼職しておりますが、兼職先と当社との間には特別な関係はございません。
- ・ 社外取締役（監査等委員）前田隆氏は、株式会社トライアンド1社の代表取締役、株式会社フロンティア、株式会社アクアネット広島、株式会社LibWork3社の社外取締役を兼職しておりますが、兼職先と当社との間には特別な関係はございません。

② 当事業年度における主な活動の状況

社外取締役（監査等委員）伊藤尚毅氏は、当事業年度に開催した取締役会20回、監査等委員会14回全てに出席し、会社経営者の観点から審議に必要な発言を適宜行っております。

社外取締役（監査等委員）前田隆氏は、当事業年度に開催した取締役会20回、監査等委員会14回全てに出席し、会社経営者の観点から審議に必要な発言を適宜行っております。

（注）書面決議は含めておりません。

③ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

会社役員の経験に基づき、当社経営に対して独立的な立場から有益な提言・助言をいただくことを期待しております。取締役会において当該視点から審議に加わり、意思決定の適正性を確保するために必要な発言を行っていただきました。

4. 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

(1) 被保険者の範囲

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役(監査等委員を含む)及び会計監査人であります。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当該保険契約は株主代表訴訟又は第三者訴訟等により、被保険者が負担することになる損害賠償金及び訴訟責任等を、填補の対象としております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者が違法であることを認識しながら行った行為等に起因する損害については、補填されないこととしております。なお、保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

三優監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 19,200千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明記しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、監査報酬の見積もり等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託していません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、必要に応じて、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性、その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人三優監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法が定める「業務の適正を確保するために必要な体制」について、次のとおり整備・運用しております。

なお、内部統制システムの運用状況については、基本方針に基づき、内部統制システムの運用上見出された問題点等の是正・改善状況並びに必要な応じて講じられた再発防止策への取り組み状況を取締役に報告することにより、適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。また、内部統制システムの目的である「業務の有効性・効率性」「資産の保全」「財務報告の信頼性」「法令等の遵守」を確保する観点から確認の手続きを行い、「内部統制システムの整備・運用状況」の評価を実施しております。

また、内部監査におきましては内部監査基本計画に基づき、当社の内部監査を実施しております。コンプライアンスについては、社内研修を実施し、コンプライアンス意識の浸透を図っております。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制強化を経営上の重要課題と位置づけ、取締役及び使用人に法令・定款の遵守を徹底しております。代表取締役を委員長とする「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し全社的なコンプライアンス体制の整備、問題点の把握に努めております。また、監査等委員である取締役及び内部監査担当者は、各部門の業務遂行コンプライアンスの状況等について監査を実施するほか、法令違反その他法令上疑義のある行為等については、社内報告体制として内部通報制度を構築し運用しております。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、社内規程に定めるところにより、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理しております。取締役は、それらの情報を閲覧できるものとしております。

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク・コンプライアンス委員会を設置し、リスク管理体制の整備、問題点の把握に努めております。また、リスク管理を統括する部門を管理部とし、リスク管理に係る規程に基づき、各部門の担当業務に付随するリスクについては、当該部門にて個別規程、ガイドライン、マニュアルの整備、研修の実施などを行うものとしております。

組織横断的リスクの状況の監視並びに全社的対応は内部監査担当者が行うものとしております。内部監査担当者は、各部門におけるリスク管理の状況を監査し、リスクの顕在化が認められた場合は、リスク・コンプライアンス規程のリスク有事の体制に基づき、迅速かつ組織的な対応を行い、損害を最小限に抑える体制を整えております。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図っております。

- ① 社内規程による職務権限・意思決定ルールの方針により職務の執行の効率化を図っております。
- ② 取締役会による中期経営計画の方針、中期経営計画及び毎年策定される年度計画に基づき各部門が実施すべき具体的な年度目標と予算の設定及びそれに基づく月次、四半期業績管理の実施をしております。

- (5) 監査等委員会及び監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員会及び監査等委員である取締役は、職務を補助する使用人として、内部監査担当者に、監査業務に必要な事項を命令することができるものとします。

- (6) 監査等委員会及び監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項並びに監査等委員会及び監査等委員である取締役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会及び監査等委員である取締役の職務を補助する使用人の任命・異動、人事考課については、監査等委員会の意見を聴取し尊重するものとします。また、監査等委員会及び監査等委員である取締役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役及び内部監査担当者等の指揮命令を受けないものとします。

- (7) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他監査等委員会及び監査等委員である取締役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、全社的に重要な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度を利用した通報の状況及びその内容、その他各監査等委員である取締役がその職

務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項については、速やかに報告、情報提供を行うものとします。

監査等委員会に報告した者に対し、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを行うことを禁止します。

- (8) その他監査等委員会及び監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員である取締役3名のうち2名は社外取締役で構成し、客観性及び透明性を確保します。

監査等委員である取締役は、取締役会の他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を直接確認するため、重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることができます。また、定期的に取締役と会合を行い、当社が対処すべき課題や当社を取り巻くリスク等について意見交換を行っております。

監査等委員である取締役がその職務の遂行について生ずる費用の前払い等を請求した場合は、当該監査等委員である取締役の職務の遂行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用の前払い等の処理を行うものとします。

- (9) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ① 当社はコンプライアンスの遵守を経営の基本方針として位置づけており、反社会的勢力に対して毅然たる態度で臨み一切関係を持たないことが社会的責任を果たしていく上で重要であります。
- ② 社内体制については、管理部を中心とし、また、顧問弁護士や外部機関と連携をして、反社会的勢力に対して有効かつ迅速な対応を図ります。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2026年5月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	3,651,123	流 動 負 債	1,213,765
現 金 及 び 預 金	2,516,980	工 事 未 払 金	503,174
電 子 記 録 債 権	65,314	買 掛 金	124,079
受取手形、完成工事未収入金及び契約資産	802,931	リ ー ス 債 務	3,852
売 掛 金	39,342	未 払 金	91,387
未 成 工 事 支 出	58,487	未 払 費 用	20,364
販 売 用 不 動 産	73,673	未 払 法 人 税 等	209,509
仕 掛 販 売 用 不 動 産	15,562	未 払 消 費 税 等	10,469
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	54,901	未 成 工 事 受 入 金	139,999
前 払 費 用	6,432	預 り 金	4,405
そ の 他 金	31,060	前 受 収 益	3,986
貸 倒 引 当 金	△13,564	完 成 工 事 補 償 引 当 金	33,261
固 定 資 産	1,461,196	そ の 他	69,276
有 形 固 定 資 産	242,760	固 定 負 債	17,633
建 物	95,757	リ ー ス 債 務	14,693
構 築 物	2,751	資 産 除 去 債 務	1,963
機 械 及 び 装 置	163	そ の 他	977
車 両 運 搬 具	22,756	負 債 合 計	1,231,398
工 具、器 具 及 び 備 品	11,940	純 資 産 の 部	
土 地	96,338	株 主 資 本	3,886,605
リ ー ス 資 産	13,052	資 本 金	391,329
無 形 固 定 資 産	11,640	資 本 剰 余 金	400,096
ソ フ ト ウ ェ ア	11,573	資 本 準 備 金	371,959
電 話 加 入 権	66	そ の 他 資 本 剰 余 金	28,136
投 資 そ の 他 の 資 産	1,206,796	利 益 剰 余 金	3,748,796
投 資 有 価 証 券	444,122	そ の 他 利 益 剰 余 金	3,748,796
投 資 不 動 産	572,446	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	13,143
出 産 資 金	140	繰 越 利 益 剰 余 金	3,735,652
破 産 更 生 債 権 等	54,505	自 己 株 式	△653,616
長 期 前 払 費 用	18,223	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△5,684
保 険 積 立 金	38,528	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△5,684
長 期 貸 付 金	957	純 資 産 合 計	3,880,920
繰 延 税 金 資 産	111,778	負 債 ・ 純 資 産 合 計	5,112,319
そ の 他 金	21,555		
貸 倒 引 当 金	△55,463		
資 産 合 計	5,112,319		

※単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

損 益 計 算 書

(2025年6月1日から
2026年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	5,029,712
売上原価	3,407,487
売上総利益	1,622,225
販売費及び一般管理費	900,361
営業利益	721,863
営業外収益	
受取利息	3,026
有価証券利息	21,512
助成金収入	2,294
不動産賃貸収入	17,556
飲食事業収入	1,570
有価証券償還益	54,264
保険解約益	127,030
その他	8,647
営業外費用	
支払利息	381
減価償却費	5,224
不動産賃貸費用	2,953
その他	3,607
経常利益	12,167
特別利益	945,598
固定資産売却益	2,149
特別損失	
固定資産除却損	0
投資有価証券評価損	146,250
税引前当期純利益	146,250
法人税、住民税及び事業税	290,783
法人税等調整額	△56,186
当期純利益	801,498
	234,596
	566,901

※単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

株主資本等変動計算書

(2025年6月1日から
2026年5月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
					固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	391,329	371,959	28,136	400,096	14,142	3,260,468	3,274,610	△384,580
当期変動額								
剰余金の配当						△92,715	△92,715	
当期純利益						566,901	566,901	
固定資産圧縮積立金の積立					1,457	△1,457	－	
固定資産圧縮積立金の取崩					△2,456	2,456	－	
自己株式の取得								△269,036
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	－	－	－	－	△998	475,184	474,185	△269,036
当期末残高	391,329	371,959	28,136	400,096	13,143	3,735,652	3,748,796	△653,616

	株主資本合計	評価・換算差額等		純資産合計
		その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	3,681,456	15,172	15,172	3,696,628
当期変動額				
剰余金の配当	△92,715			△92,715
当期純利益	566,901			566,901
固定資産圧縮積立金の積立	—			—
固定資産圧縮積立金の取崩	—			—
自己株式の取得	△269,036			△269,036
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		△20,856	△20,856	△20,856
当期変動額合計	205,148	△20,856	△20,856	184,291
当期末残高	3,886,605	△5,684	△5,684	3,880,920

※単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

個別注記表

重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

₁ 其他有価証券

 市場価格のない株式等以外

 決算期末日の市場価格等に基づく時価法

 (評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

 市場価格のない株式等

 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

 評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

 原材料及び貯蔵品

 移動平均法による原価法

 未成工事支出金

 個別法による原価法

 販売用不動産

 個別法による原価法

 仕掛販売用不動産

 個別法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建	物	6～39年				
構	築	物	10～20年			
機	械	及	び	装	置	6～8年
車	両	運	搬	具	2～6年	
工	具、器具及び備品	2～20年				

また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間均等償却する方法によっております。

(2) ソフトウェア（リース資産を除く）

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

(4) 投資不動産

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建	物	12～36年	
構	築	物	10年

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。

完成工事補償引当金

建設工事の補償工事費に充当するため、過年度の実績を基準として計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

工事売上高及び完成工事原価の計上基準

① 工事契約に係る収益

当社は、ホームメイキャップ事業及び建築工事業において建設工事全般について、工事請負契約等を締結の上、施工を行っております。

当該契約については、工事進捗度に応じて一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りは、期末までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準を適用しております。また、工期がごく短い工事については、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

② 材料販売等に係る収益

当社は、塗料等の材料を販売しております。材料の国内の販売において、出荷時から当該材料の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税等は、発生事業年度に費用処理しております。

会計上の見積りに関する注記

1. 工事契約に係る収益

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

売上高 1,572,828千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、完成工事高について、主として予想される工事原価の合計を基礎として当期末までに発生した工事原価に応じた進捗度に、予想される工事収益総額を乗じて算定しております。詳細は、重要な会計方針「4. 収益及び費用の計上基準」に記載しております。

当該見積りは、今後の工事の進捗に伴い、施工中の仕様変更や施工範囲の変更等に伴う設計変更・追加契約の締結、資材・外注費等に係る市況の変動及び条件変更に伴う外注費の変動等によって影響を受ける可能性があり、翌事業年度の計算書類において、完成工事、完成工事原価の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 非上場株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

投資有価証券 110,998千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

市場価格のない株式等（非上場株式）の取得原価は、取得時の持分純資産価額に超過収益力・経営権等を反映した実質価額に基づいて計上されていますが、財政状態の悪化や超過収益力等の毀損状況により実質価額が著しく低下したときは、減損処理を実施することとしております。減損処理を実施していない投資有価証券については、投資先における市場環境の変化、投資先の予算と実績の乖離状況、実績の推移、事業計画の進捗状況、直近のファイナンス状況等から、投資先の事業計画が合理的であるという仮定に基づき、超過収益力等は毀損しておらず、実質価額は著しく低下していないと判断しております。

なお、投資先事業計画は不確実性を有しており、実質価額が著しく低下した場合には、投資有価証券の減損処理が必要となり、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 期末日満期手形の会計処理について、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当期末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、期末残高に含まれております。

受取手形 2,722千円

電子記録債権 8,993千円

2. 資産から直接控除した減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 107,965千円

投資不動産の減価償却累計額 50,338千円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式数				
普通株式	7,732,000	—	—	7,732,000
合計	7,732,000	—	—	7,732,000

2. 自己株式の種類及び総数

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	600,006	200,092	—	800,098
合計	600,006	200,092	—	800,098

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年8月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	92,715	13.00	2025年 5月31日	2025年 8月29日

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2026年8月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	103,978	15.00	2026年 5月31日	2026年 8月28日

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	21,674千円
未払事業税	11,429千円
完成工事補償引当金	10,444千円
未成工事支出金	12,202千円
投資有価証券評価損	46,770千円
その他	15,644千円
繰延税金資産合計	118,165千円

繰延税金負債

圧縮積立金	6,016千円
その他	370千円
繰延税金負債合計	6,386千円
繰延税金資産（△負債）の純額	111,778千円

リースにより使用する固定資産に関する注記

（借主側）

所有権移転ファイナンス・リース取引

- ① リース資産の内容
社用車（車両運搬具）であります。
- ② リース資産の減価償却の方法
重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社は、資金運用については、一時的に生じる余資を安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である、現金及び預金、受取手形、完成工事未収入金及び契約資産、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である、工事未払金及び買掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

有価証券及び投資有価証券は、資金運用目的の債券及び取引先企業との業務に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。未回収の場合は、適切な保全措置をとることとしております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部門の報告を受け管理部が月次に資金繰計画を作成すること等の方法により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年5月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
有価証券及び投資有価証券	333,124	333,124	—

(注) 1. 現金及び預金、受取手形、完成工事未収入金及び契約資産、電子記録債権、工事未払金、買掛金については、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

(注) 2. 市場価格のない株式等は、上記 投資有価証券に含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	貸借対照表計上額 (千円)
投資有価証券 非上場株式	110,998

(注) 3. 満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1 年以内	1 年 超 5 年 以 内	5 年 超 10 年 以 内	10 年超
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	—	99,061	190,311	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合は、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額とする金融商品

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	43,751	—	—	43,751
社債	—	289,373	—	289,373
合計	43,751	289,373	—	333,124

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定にかかるインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

社債は公表された相場価格が存在しないため、取引金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

賃貸等不動産に関する注記

当社は、山口県において、賃貸用の土地、事務所及び住宅(土地を含む)を有しております。2026年5月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は9,378千円(賃貸収益は営業外収益、賃貸費用は営業外費用に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当事業年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

貸借対照表計上額(千円)			当事業年度末の時価 (千円)
当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
526,712	48,134	574,846	570,877

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 当事業年度増減額のうち、主な増加額は保有目的変更に伴う科目振替(23,927千円)、土地の取得(27,006千円)、舗装工事費(771千円)、減少額は減価償却(3,570千円)等によるものであります。
3. 期末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額によっております。ただし、第三者からの取得時や直近の評価時点から一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。

関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

収益認識基準に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	ホームメイキャップ 事業	建築工事業	計		
ホームメイキャップ工事	4,493,592	—	4,493,592	—	4,493,592
足場工事	63,769	—	63,769	—	63,769
建築工事	—	188,081	188,081	—	188,081
材料販売	246,164	—	246,164	2,660	248,825
その他	—	—	—	35,442	35,442
顧客との契約から生じる収益	4,803,527	188,081	4,991,608	38,103	5,029,712
外部顧客への売上高	4,803,527	188,081	4,991,608	38,103	5,029,712

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産売買取引を行う不動産事業とＦＣ加盟店に対するコーティング材等の販売に関する事業等を含んでおります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、重要な会計方針「4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の期首及び期末残高は次のとおりであります。

なお、顧客との契約から生じた債権及び契約資産は、貸借対照表のうち「電子記録債権」、「受取手形、完成工事未収入金及び契約資産」、「売掛金」に含まれております。また、契約負債は、貸借対照表のうち「未成工事受入金」であります。

(単位：千円)

	当事業年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	880,233	767,409
契約資産	161,508	140,179
契約負債	11,187	139,999

契約資産は、工事の進捗に応じて認識する収益の対価に対する権利のうち、未請求のものであり、対価に対する権利が請求可能となった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えております。当該工事に関する対価は、工事契約の支払条項に従い請求・受領しております。

契約負債は、主に顧客からの前受金であり、収益を認識するにつれて取り崩しております。

当事業年度期首における契約負債残高は、概ね当事業年度の収益として認識しており、翌事業年度以降に繰り越される金額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。

当事業年度末において未充足(または部分的に未充足)の履行義務は、866,000千円であります。当該履行義務は、主としてホームメイキャップ事業・建築工事業に係るものであり、工事の進捗に応じて概ね2年以内に完成工事として認識されると見込んでおります。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 559円86銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 81円07銭 |

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年7月24日

株式会社エムビーエス
取締役会 御中

三優監査法人

福岡事務所

指 定 社 員 公認会計士 吉 川 秀 嗣
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 植 木 貴 宣
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エムビーエスの2025年6月1日から2026年5月31日までの第29期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年6月1日から2026年5月31日までの第29期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- 一 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- 二 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年7月27日

株式会社エムビーエス 監査等委員会

監 査 等 委 員 影 山 祥 玄 ㊞

監 査 等 委 員 伊 藤 尚 毅 ㊞

監 査 等 委 員 前 田 隆 ㊞

(注) 監査等委員伊藤尚毅及び前田隆は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置づけ、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を行うことを基本方針としております。

以上の方針に基づき、当期の業績や財務状況、今後の経営環境等を総合的に勘案し当事業年度末の期末配当は以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき15円 総額 103,978,530 円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年8月28日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 定款変更の目的

今後の事業展開に備え、事業の目的を追加するため現行定款第2条（目的）を変更します。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
第2条(目的) 当会社は次の事業を営むことを目的とする。	第2条(目的) 当会社は次の事業を営むことを目的とする。
1.～28. (条文省略) (新設)	1.～28. (現行どおり)
(新設)	<u>29. ロボットおよびこれに関連する機器の設計、製造、販売、修理</u>
(新設)	<u>30. 工作機械およびこれに関連する機器の設計、製造、販売、修理</u>
(新設)	<u>31. 各種機械器具の自動制御装置およびこれに関連する機器の設計、製造、販売、修理</u>
(新設)	<u>32. 損害保険代理業務</u>
(新設)	<u>33. 労働者派遣事業</u>
(新設)	<u>34. 有料職業紹介事業</u>
(新設)	<u>35. 人材の教育、研修、育成および職業能力開発に関する事業</u>
<u>29.</u> (条文省略)	<u>36.</u> (現行どおり)
第3条～第42条 (条文省略)	第3条～第42条 (現行どおり)

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じです。）全員（4名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について監査等委員会において検討がなされましたが、意見はありませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、重要な兼職状況、当社における地位及び担当	所有する当 社の株式数
1	やまもと たかし 山本 貴士 (1972年7月17日生)	1993年1月 足場業を個人創業（屋号 プロジェクトBIG I） 1997年6月 (有)アクアビギ（現 (株)エムピーエス）を設立 代表取締役社長 就任 2001年7月 (株)エムピーエスに組織変更 代表取締役社長 就任（現任） 2007年7月 (株)お成り道 社外取締役就任 2023年6月 (株)にぎわい宇部 社外取締役就任（現任） 2023年8月 (株)リグノマテリア 社外取締役就任	2,098,600株
2	まつおか ひろあき 松岡 弘晃 (1974年5月8日生)	1995年8月 プロジェクトBIG Iに参加 2001年7月 当社取締役 就任（現任） 2006年2月 当社東京支店長 就任 2009年12月 当社ホームメイキャップ事業本部 副本部長 就任 2011年11月 当社ホームメイキャップ事業本部 本部長 就任 2019年6月 当社ホームメイキャップ事業本部 長 就任（現任）	139,300株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、重要な兼職状況、当社における地位及び担当	所有する当 社の株式数
3	た か ぎ ひ ろ た か 高 木 弘 敬 (1975年1月5日生)	2002年2月 当社入社 2004年7月 当社営業部長 就任 2008年8月 当社取締役 就任(現任) 2009年12月 当社ホームメイキャップ事業本部 副本部長 就任 2011年11月 当社本店長 就任 2016年6月 当社ホームメイキャップ事業本部 本部長 就任 2019年6月 当社ホームメイキャップ事業本部 長 就任 2022年6月 当社ホームメイキャップ事業本部 スケルトン担当 就任(現任)	73,800株
4	く り や ま ま さ き 栗 山 征 樹 (1962年12月7日生)	1985年4月 (株)芙蓉総合リース 入社 1989年1月 同社 退社 1990年12月 (株)ナイルス(現:(株)ヴァレオジャパン) 入社 1997年3月 同社 退社 1997年4月 (有)ベル洋装店 取締役就任 2002年1月 同社 代表取締役就任 2004年9月 (有)ベルックスコーポレーション 代表取締役就任 2007年7月 当社 入社 2009年2月 当社管理部長 就任 2011年8月 当社取締役 就任(現任) 2016年6月 当社経営企画室長 就任(現任) 2018年8月 当社管理部管掌 就任 2019年6月 当社管理部長 就任(現任)	40,700株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約について
 当社は取締役が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害や被保険者が会社に対して法律上の損害賠償責任を負担する場合に被る損害等を填補することとしております。各取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、重要な兼職状況、当社における地位及び担当	所有する当 社の株式数
1	かげやま よしはる 影 山 祥 玄 (1980年9月3日生)	2003年4月 当社 入社 2004年8月 当社 退社 2004年9月 平和産業㈱ 入社 2007年12月 同社 退社 2007年12月 当社 入社 2014年4月 当社周南支店長 就任 2019年8月 当社取締役(監査等委員) 就任(現任)	15,900株
2	いとう なおき 伊 藤 尚 毅 (1972年7月19日生)	2001年8月 当社社外取締役 就任 2003年6月 ㈱シーエーエー社外取締役 就任 2003年12月 中日本自動車総合卸センター㈱ (現：㈱シーエーエー)社外取締役 就任 2004年2月 アートウェットハウス㈱社外取締 役 就任 2004年11月 ㈱シーエーエー取締役事業開発本 部部長 就任 2007年1月 アント・キャピタル・パートナー ズ㈱ 入社 (現任) 2007年1月 ㈱ジャパン・リリーフ代表取締役 社長 就任 2009年3月 ㈱アクティヴィジョン社外取締役 就任 2011年3月 menue㈱(現：㈱ビーグリー)社外取 締役 就任 2013年11月 ㈱ムーンスター社外取締役 就任 2016年8月 当社社外取締役(監査等委員) 就任(現任) 2018年1月 ㈱スプラウトインベストメント 代表取締役就任 2019年8月 ㈱アミノ 社 外 取 締 役 就 任 2019年8月 ㈱脂勘フーズ 社 外 取 締 役 就 任 2021年11月 ㈱トランスメディアGP 社外取締役就任 2022年10月 ㈱トランスメディアGP 代表取締役就任(現任) 2024年5月 オークスモビリティ㈱ 社外監査役就任(現任) 2025年2月 ㈱デザインワード 社外取締役就任 2025年2月 ㈱シー・エール 取締役就任(現任) 2025年5月 ㈱デザインワード 代表取締役就任(現任)	45,000株

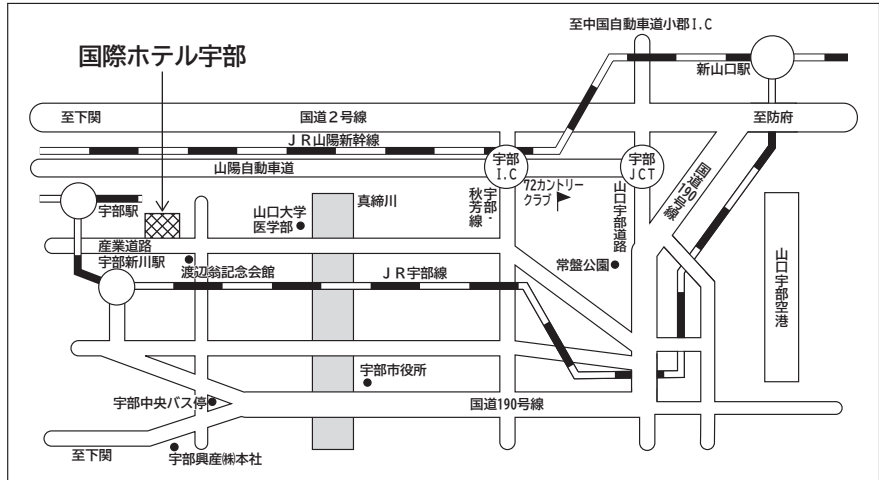
候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、重要な兼職状況、当社における地位及び担当	所有する当 社の株式数
3	まえだ たかし 前 田 隆 (1972年5月19日生)	1996年7月 伊藤博税理士事務所（現：伊藤隆 啓税理士事務所）入社 2000年4月 (株)ディー・ブレイン九州入社 2001年6月 同社取締役コンサルティング部長 就任 2009年7月 同社代表取締役 就任 2009年10月 (株)ボルコロッソ 社外監査役 就任 2012年8月 当社社外監査役 就任 2014年8月 (株)ボディコープ（旧：LIEB(株)）社外取締役 就任 2014年9月 (株)トライアンド設立 代表取締役 就任（現任） 2015年5月 五洋食品産業(株) 社外取締役 就任 2016年2月 (株)フロンティア 社外取締役 就任（現任） 2016年6月 (株)アクアネット広島 社外取締役 就任（現任） 2016年8月 当社社外取締役（監査等委員） 就任（現任） 2017年9月 (株)LibWork 社外取締役 就任（現任）	2,000株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 伊藤尚毅氏、前田隆氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は伊藤尚毅氏及び前田隆氏を、株式会社東京証券取引所及び証券会員制法人福岡証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である旨の独立役員届出書を提出しております。
4. 社外取締役候補者に関する特記事項は、以下のとおりであります。
- (1) 社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割について
伊藤尚毅氏につきましては、他社において要職を歴任されており、その豊富な見識と経験を当社の経営全般の監視に活かしていただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
前田隆氏は、他社において要職を歴任されており、その豊富な見識と経験等を当社の監査体制に活かしていただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- (2) 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について
伊藤尚毅氏の社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって社外取締役として25年、監査等委員である社外取締役として10年となります。
前田隆氏の社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって監査等委員である社外取締役として10年となります。また、過去に当社の社外監査役であったことがあります。
5. 取締役候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約について
当社は取締役が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害や被保険者が会社に対して法律上の損害賠償責任を負担する場合に被る損害等を填補することとしております。各取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

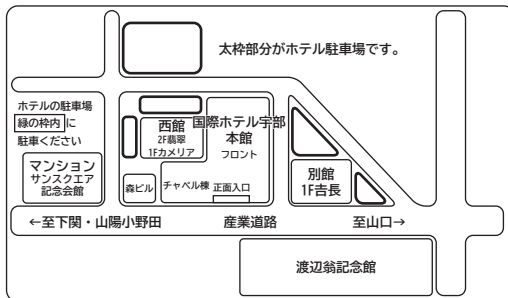
以 上

定時株主総会会場ご案内図

会場 山口県宇部市島1-7-1
国際ホテル宇部 チャペル棟3階「パール」
電話：0836-32-2323（代表）



●駐車場のご案内



※ 駐車台数に限りがございますので、公共交通機関の利用をお願いいたします。

●交通のご案内

<所在地>
〒755-0047 山口県宇部市島1-7-1

<お車で越しの方>
山陽自動車道【宇部IC】より車で約15分

<JRで越しの方>
【宇部新川駅（宇部線）】より徒歩約5分
【宇部駅（山陽本線）】よりタクシーで約20分
【新山口駅（新幹線）】より車で約50分

<飛行機で越しの方>
山口宇部空港よりタクシーで約10分